

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

現行の民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第18条において、一般信書便事業者に対しては、一般信書便役務を提供する際の料金、信書便約款、その他総務省令で定める事項(以下「料金等」という。)を営業所において掲示する義務が課されている。

本年6月に成立したデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号。以下「デジタル一括法」という。)において、一般信書便事業者に対しては、従前の営業所における料金等の掲示に加えて、インターネット上でも料金等を閲覧できるようにする義務が課されたところである。

このため、来年4月のデジタル一括法の施行に向けて、一般信書便事業者がインターネット上で料金等を公表する際の方法を規定するため民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則を改正する必要がある。

2 改正の概要

一般信書便事業者が、その料金等について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供する方法を、当該事業者のウェブサイトへの掲載と規定する。

3 施行期日

デジタル一括法の施行の日(令和6年4月1日)から施行する。